

福岡県国保共同運営会議設置要綱

(目的)

第1条 国民健康保険の共同運営の円滑化及び事業運営の効率化を図ることを目的に、福岡県（以下「県」という。）と福岡県内の市町村（以下「市町村」という。）の間で協議するため、福岡県国保共同運営会議（以下「会議」という。）を置く。

(構成員)

第2条 会議は、次に掲げる者を会議の構成員とする。

- (1) 県副知事
 - (2) 県保健医療介護部長
 - (3) 県保健医療介護部医療保険課長
 - (4) 福岡県市長会から推薦を受けた市長 6人
 - (5) 福岡県町村会から推薦を受けた町村長 6人
- 2 前項の規定にかかわらず、会議の構成員は、代理を出席させることができる。
- 3 会議は、緊急に処理を要する事項であつて、会議を開催する時間的余裕がない場合は、書面にて協議することができる。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、会議の構成員以外の者を出席させて説明又は意見を求めることができる。

(幹事会)

第3条 会議に、国民健康保険の共同運営に関し、実務上の協議を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、県保健医療介護部医療保険課長その他の県の職員、前条第1項第4号又は第5号に掲げる市町村長が属する市町村の国民健康保険主管課長をもって構成する。
- 3 幹事会の開催にあつて、必要と認めるときは、前項に規定する者以外の者を出席させて説明又は意見を求めることができる。
- 4 前項の規定に基づき、全ての市町村の国民健康保険主管課長が出席する幹事会を、拡大幹事会と称する。

(部会)

第4条 会議は、国民健康保険の共同運営に関し、県と市町村の協議の論点を

整理するとともに、専門技術的事項に関する調査、検討を行うため、必要に応じ、県の職員と市町村の職員で構成する部会を置くことができる。

- 2 部会の開催にあたって、必要と認めるときは、前項に規定する者以外の者を出席させて説明又は意見を求めることができる。

(事務局)

第5条 会議の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、県保健医療介護部医療保険課内に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月29日から施行する。